

政務活動費 集計表【会派支出】

会派名 無所属 山崎裕子

1月分

研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費
55,560		752	3,460
広報・広聴費	人件費	事務所費	その他の経費
合 計			59,772 円

政務活動費 報告書【会派支出】

無所属 山崎裕子

議員氏名

日 時	令和6年1月15日～令和6年2月13日		
場 所	オンライン参加		
会 議 名 ・ 支 払 先	2023年度冬講座官製ワーキングプア問題連続講座 NPO法人官製ワーキングプア研究会		
調 査 目 的・ 内 容・ 結 果	会計年度任用職員の現状について調査する目的で参加した。会計年度任用職員は、専門的・恒常的業務であるにもかかわらず会計年度任用となっていたり、雇用が不安定であったり、また情報へのアクセスが制限されるなど問題の多いシステムである。公共サービスにおいても、民間サービス同様、品質と担い手の生活はどちらも保障されなければならないが、会計年度任用職員の労働条件は十分に整備されているとは言えない状況にある。本講座では、当事者、自治体議員などの資料報告も交え、処遇改善へ声をあげていくことの重要性、具体的取り組みの方向性などを示す。窓口業務の民間委託が導入されるなど、働き方の多様化が進む中で、自治体が制度の解釈を独自に援用することのないよう、議員には常に問題意識をもち、監視する責務があることを学んだ。		
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)	参加費	4,000 円
	研究研修費	振込手数料	100
	調査旅費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・広聴費		
	人 件 費		
	事 務 所 費		
	その他の経費		
	合 計		4,100 円
(領収書添付欄)別紙添付			

領 収 証

2024年1月19日

山崎 裕子様

★ 4,000 - 円也

ただし、宜装ワーキングプア問題連経請左
上記、まさに領収いたしました。参考

〒160-0008 新宿区四谷三栄町14-7-403

NPO 法人官製ワーキングプア研究会 白石 孝



ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-01-1900408		カート*電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N123	*4,000	
	残高	
振替先		
	()	
受取人名:トクヒ)カンセイワーキングプア アケンキュウカイ		
料金	*100円	
依頼人名:ヤマザキ	ヒロコ	
通帳・カードの磁気修復や担保定額 ・定期貯金のお手続きもATMで!		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票 (子)

お取扱日	店番	お取引内容
06-01-1900408		カート*電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N123	*4,000	
	残高	
振替先		
受取人名:トクヒ)カンセイワーキングプ アケンキュウカイ		
料金	(*100円)	
依頼人名:ヤマザキ	ヒロコ	
通帳・カードの磁気修復や担保定額 ・定期貯金のお手続きもATMで!		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

NPO 法人官製ワーキングプア研究会 2023 年度 冬講座

官製ワーキングプア問題連続講座

1. 講座内容と日程

第1回 2024年1月15日(月) 午後7時～9時

「会計年度任用職員制度の現状と問題点」

①会計年度任用職員制度の3年半を検証する

※事前テキストとして(録画あるはパワポ資料)「制度入門」事前配布

②自治体議会での取り組みについての意見交換

(自治体議員数名からの報告と参加者意見交換)

第2回 2024年1月19日(金) 午後7時～9時

「自治体の人事政策を問う」

③ハラスメント調査

④ジェンダー平等と非正規労働

第3回 2024年2月7日(水) 午後6時30分～9時

「公共サービスとは～委託のあり方を考える」

⑤介護保険制度と介護労働 ※国賠訴訟高裁判決が2月2日

⑥保育園や放課後学童など委託先業者による水増し請求事件とその背景

⑦各党の非正規労働政策を聞く～その1

「日本共産党非正規ワーカー処遇改善法案」の解説

第4回 2024年2月13日(火) 午後7時～9時

⑧立憲民主党、れいわ新選組、社民党、国民民主党、日本維新の会に要請

⑨自治体議会第1回定例会で取り上げていただきたい項目の提案

2. 開催方式

・原則としてオンライン(Zoom)開催 (未視聴回は録画を提供します)

3. 参加費(4回分)

・現職議員4千円 ・一般参加者2千円 ※当会会員は各千円割引
研究会口座に振り込み確認後にZoomのURLを送信します

4. 申し込み

Google フォームからお申し込みください。https://forms.gle/J78m3JvRwEfz7cBk8



あるいは下記 e-mail に「お名前」(議員は自治体名)と e-mail をお送りください。

・参加費振り込み

★中央労働金庫 [] 「特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会」

★郵便振替口座 [] 「NPO法人官製ワーキングプア研究会」

★ゆうちょ銀行記号 [] (トクヒ) カンセイワーキングプアケンキュウカ

イ (他行からは、店名 [] 店番 [] 口座番号 [])

<NPO 法人官製ワーキングプア研究会> e-mail:kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

政務活動費 報告書【会派支出】

無所属 山崎裕子

議員氏名

日 時	令和6年1月19日13時00分～令和6年1月20日16時00分		
場 所	三鷹市市民協同センター		
会 議 名 ・ 支 払 先	新大和田流よくわかる！市町村財政分析基礎講座 NPO法人多摩住民自治研究所		
調査目的・ 内容・結果	別紙記載		
活動に要 した経費	使 途 区 分 (該当項目に○)	経費の内訳、算出根拠等	金 額
		JR東日本 長野～東京～三鷹	8,340 円
	研究研修費	JR東日本 三鷹～大宮～長野	6,710
	調査旅費	参加費(受講料)	27,000
	資料作成費	振込手数料	100
	資料購入費	宿泊費	9,310
	広報・広聴費	書籍代	
	人 件 費	「五訂版習うより慣れろの市町村財政分析基礎から ステップアップまで」 大和田一雄ほか著 自治体研究 社 2021年11月 217P ISBN9784880377308	2,860
	事 務 所 費	「市民が分析した町田市の財政PART2 市民 生活に役立つ財政運営を」まちだ市民財政分析研 究会編 2006年12月 183p	300
	その他の経費	「類似都市との比較からみた松本市の財政 市民がつくった財政白書 No.2」市民がつくる松本 市財政白書の会/松本大学田間研究室編 2022年3月 52p	300
合 計		54,920 円	

51,460

3,460

領収証

NO.20240119-5012-1

山崎 裕子 様

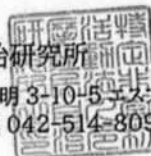
¥27,000- ✓

但し 財政分析基礎講座受講料として

2024年1月9日 上記正に領収いたしました

NPO法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスプリ日野103
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領収証

NO.20240119-5012-2

山崎 裕子 様

¥2,860- ✓

但し 財政分析基礎講座テキスト代として

2024年1月9日 上記正に領収いたしました

NPO法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスプリ日野103
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

山崎 裕子 様 2024年 1 月 20 日

★ ¥600-

但 書籍代として

上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

コクヨ ウケ-1048

NPO法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスプリ日野103
TEL 042-586-7651
FAX 042-514-8096



(領収書添付欄)

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-01-09	11157	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N230	*34,860	
	残高	
振替先		
受取人名:	エヌピーオーホウシン タマ シ ユウミンシ チケンキュウシ	
料金	(*100円)	
依頼人名:	5012ヤマサキヒロコ	

自動で融資!口座貸越サービス新規
契約で金利引き下げキャンペーン中
ご利用いただきましてありがとうございます。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-01-09	11157	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N230	*34,860	
	残高	
振替先		
受取人名:	エヌピーオーホウシン タマ シ ユウミンシ チケンキュウシ	
料金	(*100円)	
依頼人名:	5012ヤマサキヒロコ	

自動で融資!口座貸越サービス新規
契約で金利引き下げキャンペーン中
ご利用いただきましてありがとうございます。

—— ゆうちょ銀行 ——

領収書

Receipt
領収年月日 2024.-1.19 登録番号: T9011001029597
金額 ¥8,340 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(30360 1枚)
東日本旅客鉄道株式会社
長野駅VF55発行 40361-01

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収書

Receipt
領収年月日 2024.-1.19 登録番号: T9011001029597
金額 ¥8,340 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(30360 1枚)
東日本旅客鉄道株式会社
長野駅VF55発行 40361-01

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収書

Receipt
領収年月日 2024.-1.20 登録番号: T9011001029597
金額 ¥6,710 税10%

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類
(20205 2枚)
東日本旅客鉄道株式会社
大宮駅VF23発行 30206-02

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収書

Receipt
領収年月日 2024.-1.20 登録番号: T9011001029597
金額 ¥6,710 税10%

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類
(20205 2枚)
東日本旅客鉄道株式会社
大宮駅VF23発行 30206-02

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

明細書
RECEIPT

スマイルホテル東京阿佐ヶ谷
Smile Hotel Asagaya
〒166-0004 東京都杉並区阿佐ヶ谷南3丁目37-11
TEL:03-3220-8755 FAX:03-3220-8766
登録番号: T1010001094543

お部屋番号
ROOM No

お名前
NAME

410

山崎 裕子 様

到着日 ARRIVAL		出発日 DEPARTURE	人数 PERSON(S)	発行日 ISSUED	備考 REMARKS	
2024/01/19		2024/01/20	1	2024/01/20		
日付 DATE	お部屋 ROOM	摘要 DESCRIPTION		料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	残高 BALANCE
01/19	410 410	室料 9,310x 1 10% 前受金		9,310	9,310	
総合計 TOTAL		料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	ご請求金額 BALANCE DUE	ご返金額 REFUND	
		¥9,310	¥9,310	¥0	¥0	

なお、お勘定には消費税が加算されております。
Tax are added to your bill.

10%対象 9,310 (消費税額 846)

ご署名
SIGNATURE

ご住所
ADDRESS

会社名
ADDRESS

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you for patronage. We look forward to serving you again.

領収書
receipt

山崎 裕子 様

¥9,310

発行日
2024/01/20 04:07

T 038095001 167
810 000000000

スマイルホテル東京阿佐ヶ谷
〒166-0004 東京都杉並区阿佐ヶ谷南3丁目37-11
TEL:03-3220-8755 FAX:03-3220-8766
登録番号: T1010001094543



研修参加報告

無所属 山崎裕子

NPO 法人多摩住民自治研究所

新大和田流 よくわかる！ 市町村財政分析基礎講座

開催日 2024 年 1 月 19 日・20 日

場 所 三鷹市市民共同センター

自治体財政について、基本構造や用語などを学びたいと考え 2 日間の講座に参加した。

1 日目に「議員・市民が財政を学ぶ意義」と「財政収支」「歳入の仕組み」、2 日目に「性質別歳出」「目的別歳出」についての講義を受けたのちに、グループワークを行った。

持参した「令和 3 年度「決算カード」「財政状況資料集」「類似団体比較カード」「財政状況資料集」、ならびに「決算統計(地方財政状況調査票)」「地方交付税算定台帳」から転記、計算を行い、分析表を作成し、自治体の財政状況を理解する演習を行った。

講義の内容は基礎的な用語の解説から、目的別歳出と性質別歳出のクロス集計、地方交付税の算定方法などであり、財政を学ぶためにまず全体の流れを把握することが大切だと感じた。また、グループワークでは、全国各地の自治体から集まった市議の活動や、直面する課題などについてさまざまな話をきくことができ、たいへん有意義な講座であった。

議会活動の中では予算・決算の審議が特別重要であること、財政分析は市民の暮らしと仕事を守るために必要であること、繰り返し書き込みやグラフ作成を行い、忘れないように学習を続けることが大切であると学んだ。

以上

新 大和田流

多摩研

よくわかる! 市町村財政分析 基礎講座

大和田一紘氏の財政分析基礎講座を引き継ぎ、新たにリニューアルした講座をスタートします!

まずは、ご自分の市町村の財政を把握しましょう!

ご自分の自治体の財政を学ぶことは、その自治体の課題をトータルにとらえる力や能力を養うことです。
当講座では、自治体財政の一般論ではなく、ご自分の自治体の財政状況を把握するための方法を学びます。

2024年1月19日(金)・20日(土) 1日 13:00~18:10 / 2日 9:30~16:00

会場: 三鷹市市民協同センター 第1会議室

(〒181-0013 三鷹市下連雀4-17-23/JR中央線・総武線三鷹駅より徒歩15分)

講師



石山雄貴氏
(鳥取大学准教授)



菊池稔氏
(名寄市立大学講師)



目黒重夫氏
(元府中市議会議員)

● 参加費: 27,000円 (税込・以下同様) ✓

[割引]・再受講 25,000円 ・町村議員 20,000円 ・多摩研会員 22,000円
・多摩研新規入会 21,000円 (町村議員 19,000円) ※「多摩研新規入会」の方は別途、年会費をいただきます。

● テキスト: 『五訂版 習うより慣れろの市町村財政分析』

大和田一紘・石山雄貴・菊池稔 著、自治体研究社、2,860円(税込)

● 宿泊: 宿泊は各自でお手配ください。

● 申込方法

申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXまたはemailでお申込。
もしくは、下記の申込フォームよりお申込ください。

http://www.tamaken.org/?page_id=1281

[FAX] 042-514-8096 [email] tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp



講座の特徴

- 総務省が公表している各自治体の「決算カード」、「類似団体比較カード」の読み方を学ぶ。
自治体財政データの見方の基本を習得。
- ご自分の自治体の実際の財政データを使用し講義を進めるため、学びながら、
ご自分の自治体への関心が広がっていくプログラム。
- 講師の他にベテランのアシスタントがいるので、小さな疑問や不明な点も気軽に質問でき、
フォローが充実。

NPO法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 日野市神明3-10-5 エスプリ日野 103

[TEL] 042-586-7651 [FAX] 042-514-8096 [email] tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp [HP] <http://www.tamaken.org/>

1日目

第1講 | 議員・市民が財政を学ぶ意義

大和田流財政分析の真骨頂は、誰でも入手できる「決算カード」等を駆使して、経年的にデータを比較分析することにあります。現在、大和田流財政分析を学んだ市民や議員によって財政学習・市民財政白書づくりの輪が広がっています。議員経験者の講師の実話を交えながら市民・議員が財政を学ぶ意義を考えます。

グループワーク

第2講 | 財政収支はどうなっているか？—収支の話

わがまちの財政状況をうまく説明できますか。財政収支は赤字ですか、黒字ですか。自治体の財政収支には4つの見方があります。分析シートを用いて財政運営の特徴をつかみましょう。

第3講 | 歳入の仕組み

自治体には様々な種類の税収があります。本講では自身の自治体の歳入構造を理解し、説明できることを目指します。※1日目講座終了後、交流会（参加費：5,000円）

2日目

第4講 | 歳出の仕組みを考える① 性質別歳出

自治体の歳出には、2つの分類の仕方があります。第4講では、経費の経済的性質に着目した性質別歳出を取り扱います。

第5講 | 歳出の仕組みを考える② 目的別歳出

目的別歳出の構造は、首長が重点をおいてきた政策を色濃く映します。そのため、首長が公約通り市政を展開してきたのかチェックできる支出項目でもあります。

第6講 | 指標を用いた振り返り

第7講 | グループワークおよびまとめ

講師紹介 profile

石山雄貴氏（いしやま・ゆうき）

1989年東京都江戸川区生まれ。
鳥取大学地域学部准教授。
【主な著書】『五訂版 習うより慣れる
の市町村財政分析』（共著、自治体
研究社、2021年）、「財政状況資料
集から読み解くわがまちの財政」
（共著、自治体研究社、2019年）。

菊池稔氏（きくち・みのる）

1991年栃木県宇都宮市生まれ。
現在、名寄市立大学保健福祉学部
社会保育学科講師。
【主な著書】『五訂版 習うより慣れる
の市町村財政分析』（共著、自治体
研究社、2021年）、「財政状況資料
集から読み解くわがまちの財政」
（共著、自治体研究社、2019年）。

目黒重夫氏（めぐろ・しげお）

1948年福島県生まれ。1991年より
7期、府中市市議会議員を務める。
現在、多摩住民自治研究所理事。
市民財政白書を作る会として「市民
が分析した府中市の財政 歳入編」
2014年、「市民が分析した府中市の
財政 歳出編」2016年を発行。

私も 参加しました！

よくわかる
市町村財政分析
基礎講座



原崎 智仁氏
（福岡県福津市長）



林 伊佐雄氏
（埼玉県三芳町長）



水口 和恵氏
（東京都小平市議会議員）



糸数 貴子氏
（沖縄県那覇市議会議員）

2024年1月 市町村財政分析基礎講座 参加申込書

ふりがな
氏名

領収書宛名（名称）※政務活動費をお使いの方は正確に記入

住所 〒

電話

携帯

email

◆割引 ☐ 再受講 ☐ 町村議員 ☐ 当研究所会員 ☐ 新規多摩研入会

◆テキスト事前購入『習うより慣れるの市町村財政分析』 ☐ する ☐ しない

◆交流会参加（参加費5,000円） ☐ する ☐ しない

◆今後の多摩研催しのご案内

●多摩研全般の催し ☐ email ☐ 郵送 ☐ 希望しない
●多摩研議員向け講座の催し ☐ email ☐ 郵送 ☐ 希望しない

『よくわかる市町村財政分析基礎講座』受講のご案内

『よくわかる市町村財政分析基礎講座』にお申し込みいただき、ありがとうございます。
下記の通り開催いたしますので、内容をご確認の上、資料の準備、受講料のお振込み等お手続きをお願いいたします。テキストをご注文いただいた方には追ってお送りいたします。

記

1. 日時 2024年1月19日(金)、20日(土)
1日目 13:00~18:10 2日目 9:30~16:00
 2. 会場 会場:三鷹市市民協働センター 第1会議室
JR 三鷹駅南口より徒歩 15 分(路線バスあり) ※書面最後に地図あり
(〒181-0013 東京都三鷹市下連雀4丁目17-23)
 3. 持ち物
 - 1) 筆記用具等
 - ・大型の電卓(何度も計算をします。12桁の大きくて使いやすいものをお持ち下さい。小さなもの、携帯電話は不可)。
 - ・マーカー2色(グリーンとピンク) ・定規(30cm大) ・ルーペ
 - ※その他、筆記用具やカメラ(活動報告用)。長時間講義なので、スリッパなどがあると足が楽かもしれません。
 - 2) 資料①(ネットで簡単に入手できます。いずれも最新のデータをご用意ください。)
 - ・決算カード(総務省版) ※別添の見本をご参照。都道府県版とお間違えないようご注意ください。
 - ・財政状況資料集
 - ・類似団体比較カード
- ◇「決算カード」「財政状況資料集」「類似団体比較カード」のダウンロードの方法
地方財政状況調査関係資料→「決算カード」→令和3年度市町村決算カード→自分の都道府県→県下全市町村の目次から自分のまちのカードのみを印刷。(注意しないと全市町村分が印刷されてしまいます。また細かい文字のため、A3用紙に拡大しておくことをお勧めします。)
講義では同じ様式のもので説明するため主に総務省版を使います。
- 同様に、地方財政状況調査関係資料→「財政状況資料集」を選択し自分のまちの資料集(全ページ)を出力。3枚目(特に小さな文字のページ)は、読めるように拡大してお持ち下さい。
- 同様に、地方財政状況調査関係資料→「決算カード」→「類似団体比較カード」→令和3年度類似団体比較カード→自分の都道府県→県下全市町村の目次から自分のまちのカードのみを印刷。

3) 資料② (自治体の財政課で入手するもの。)

・決算統計(地方財政状況調査表)の「表番号 33 地方債現在高の状況」

・地方交付税算定台帳(総括部分・表の 2 枚)

※合併市町村にあっては一本算定分(再算定があればご用意ください。)

✓ 4) テキスト『五訂版 習うより慣れろの市町村財政分析』

大和田一紘・石山雄貴・菊池 稔 著 ¥2,860(税込) ✓ 自治体研究社

※受講お申し込みの際にご注文いただいた場合は当方で送料を負担いたします。

✓ 4. 参加費について

財政分析基礎講座参加費 27,000 円 ✓

〈割引〉・町村議員(市議会議員は割引対象外)20,000 円

・再受講の方は 25,000 円

・当研究所会員は 22,000 円

・多摩研新規入会の方は 21,000 円

※多摩研新規入会の方は、年会費をいただきます。多摩研にご入会いただきますと月刊誌緑の風もしくは『住民と自治』もしくは両方をお届けします。

また、会員になると、自治体研究社の書籍が定価の一割引で購入できます。

※再受講者とは多摩住民自治研究所主催の『よくわかる市町村財政分析基礎講座』に以前参加した方です。

5. 参加費等お支払方法

お支払いは 1 月 12 日(金)までに下記口座へお振込みください。

交流会にご参加の方は、交流会費(5,000 円)を参加費等に加算した金額でお振込ください。

領収証は、受講料とテキスト代と交流会参加費に分けて発行し、講座当日に会場でお渡しいたします。

○ゆうちょ銀行

加入者名 NPO法人 多摩住民自治研究所

○他金融機関からゆうちょ銀行への振込口座

○みずほ銀行

口座名義 特非)多摩住民自治研究所

恐れ入りますが、いずれの場合も振込手数料はご負担ください。

◆参加費の払い込みが期日を過ぎた方は、お手数をおかけしますが入金確認ができる「郵便振替の払い込み票兼受領票」または「銀行振り込みの控え」をお持ちください。

受講料は事前のお振込みをお願いしております。

6. 宿泊

宿泊は、ご自身でお手配をお願いいたします。

三鷹・国分寺・立川駅周辺の宿泊施設案内を添付しますので、参考にしてください。

7. キャンセル

やむを得ずキャンセルする場合は、すぐに当研究所までご連絡ください。下記の規定でキャンセル料が発生いたしますのでご了承ください。

◆キャンセル料

無連絡不参加、当日キャンセル… 参加費の 100%。

前日、前々日、3 日前キャンセル…参加費の 50%。

7 日前から 4 日前のキャンセル……参加費の 10%。

8. 感染予防の対策

■ご参加の皆様へのお願い

発熱や咳などの症状がある場合やご自身の体調に不安のある方は、くれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。

感染予防および感染拡大防止のため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

なお午後 1 時に講座を開始しますので遅れずにご参加ください。

連絡先 NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 日野市神明 3-10-5 エスプリ日野 103

電話 042-586-7651 FAX 042-514-8096

Eメール tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.tamaken.org/>

三鷹市市民協働センターへの行き方

【バスのご案内・小田急バス】

■ JR 三鷹駅南口より

三鷹駅より約1km / 徒歩：約15分

②番のりば（鷹56）調布駅北口行き

八幡前・芸術文化センター前下車 徒歩5分

③番のりば（鷹65）深大寺・神代植物公園行き

⑤番のりば（鷹51）国際基督教大学・調布駅北口・

武蔵小金井駅南口・大沢・大沢十字路行き

⑦番のりば（鷹54）仙川・晃華学園東・杏林大学病院・

新川団地中央行き 八幡前下車 徒歩3分

■ 京王線 調布駅北口より

⑫番のりば 三鷹駅行き

八幡前・芸術文化センター前下車 徒歩5分

■ 京王線 仙川駅北口より

①番のりば 三鷹駅行き

八幡前下車 徒歩3分

■ JR 吉祥寺駅南口より

②番のりば 新宿駅西口行き

八幡前・芸術文化センター前下車 徒歩5分

■ JR 武蔵境駅南口より

②番のりば 新宿駅西口行き

八幡前・芸術文化センター前下車 徒歩5分

※三鷹市市民協働センターへのご来館は、

電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。



制作：NPO法人みたま市民協働ネットワーク Map作成：株式会社ヴィブラント（2020年4月1日現在）

政務活動費 報告書【会派支出】

無所属 山崎裕子

会派名

支 払 日	令和6年1月30日 /			
支 払 先	株式会社薦友 /			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	コピー使用料	令和5年12月分	752円
	研究研修費			
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
			合 計	752円
(領収書添付欄)				

領収証

Na 067328

山崎裕子 様

6 年 1 月 30 日 -

金額

9	7	5	2	×
---	---	---	---	---

内

消費稅等

但 272 係用半1462

現金

小切手

株式会社

薦友

④381-0022 長野市大字大豆島字中又島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214 7750

(金額を訂正したものは無効)

隨時

政務活動費 集計表【会派支出】

会派名 無所属 山崎裕子

2月分

研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費
			10,610
広報・広聴費	人件費	事務所費	その他の経費
17,206			
合 計			27,816 円

政務活動費 報告書【会派支出】

無所属 山崎裕子

会派名

支 払 日	令和6年2月13日			
支 払 先	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023小金井実行委員会/小金井市			
調査目的・ 内容・結果	子どもの意見を反映し、子どもの最善の利益に貢献しうる「子どもの権利条約」の制定に至るプロセスや、検証・公表をいかに行い、実効性のある条例として機能させていくのかを調査するためにオンライン参加した講座の報告資料。			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	資 料 集 代	令和6年2月10日～11日にオンライン参加したシンポジウムの報告資料集	1,370円
	研 究 研 修 費		振込手数料	440
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資料購入費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
	合 計			1,810円

領収書

発行日：令和6年2月13日

No. 279

山崎ひろこ

様

金額 1,370円 (税込)

但し、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム報告資料集代として
上記、正に領収いたしました。

(内訳)

品名	数量	単位	単価 (税込)	金額
報告資料集	1	冊	¥1,370	¥1,370

(うち消費税額 ¥125)

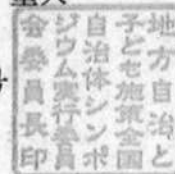
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023

小金井実行委員会 委員長 荒牧 重人

〒184-8504

東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市役所児童青少年課内



(領収書添付欄)

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060213	222040	117	0143
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手続 (消費税込)	お取引金額	
お支払		¥1,810	
お取引時刻	お取引後残高		
11:40	*****		
みずほ銀行			
受取人	チホウジチトコトモシサクセ様		
依頼人	0279ヤマサキヒロコ様		
振込日	06-02-13		
振込金額	¥1,370		
振込手数料	¥440		
0213007	税務署承認済		

八十二銀行

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060213	222040	117	0143
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手続 (消費税込)	お取引金額	
お支払		¥1,810	
お取引時刻	お取引後残高		
11:40	*****		
みずほ銀行			
受取人	チホウジチトコトモシサクセ様		
依頼人	0279ヤマサキヒロコ様		
振込日	06-02-13		
振込金額	¥1,370		
振込手数料	¥440		
0213007	税務署承認済		

八十二銀行

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 小金井 開催要項

全体テーマ：子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映

■趣旨

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO 等が連携・協力して、2002 年から開催しています。このシンポジウムの趣旨は、自治体関係者と専門家等が連携・協力をしながら、①子ども施策（子ども関係の法・制度および政策・事業を含む）についての情報交換および経験交流を行うこと、②自治体職員や専門家等の子ども施策に関する研修の機会を提供すること、③日本における「子どもにやさしいまち・コミュニティ」を推進し、ネットワークを構築することにあります。

このシンポジウムでは、子どもの権利のグローバルスタンダードである国連「子どもの権利条約」と具体的な子ども施策を担う「地方自治」を大切にしています。国際的な視点を持ち、国際社会と連携しながら、「地方自治」において、①子どもをとりまく現状、②行政施策の展開、③市民社会での取り組みなどをふまえ、子どもの思い、考え、意見を真に反映した子ども施策、子ども支援・子育て支援、まち・コミュニティづくりをどのようにすすめていくのかなどについて検討してきています。

20 回を迎える今年のシンポジウムは、小金井市で開催します。2009 年には市民や子ども参加のもと議論を積み重ね、「子どもの権利に関する条例」を制定しました。2022 年には子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため「子どもオンブズパーソン」を設置しています。こうした活動の根底には、「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進していくことを掲げている「のびゆくこどもプラン小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」があります。近年は、子育て世代の流入増もあり、2009 年以降子どもの数が増加しています。

全体テーマは、「子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映」です。現在自治体では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画などを策定しています。そうした計画づくりにおいては、子どもの権利条約というグローバルスタンダードを基礎にしたローカルスタンダードの形成・実施と子どもにやさしいまち・コミュニティの重要性が認識されてきています。

2023 年 4 月には、こども基本法が施行されました。政府は、「こどもまんなか社会」を実現するため「こども家庭庁」を設置し、こども施策を展開しようとしており、こども施策は、子どもの権利条約の一般原則を踏まえた事項を基本理念として行わなければならないとしました。さらに、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」（第 11 条）と規定されました。そこで、子ども施策を担う自治体が、どのように一人ひとりの子どもの権利の具体化施策をすすめるのか、そして、子ども施策に子どもの意見を反映させるためにどのようなことを行っていけばいいのか、みなさんと一緒に考えたいと思います。

- 日 時 2024 年 (令和 6 年) 2 月 10 日 (土) ～11 日 (日)
- 会 場 小金井 宮地楽器ホール (小金井市本町 6-14-45) 他
- 主 催 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 小金井実行委員会、
小金井市
- 後 援 総務省、こども家庭庁、文部科学省、東京都
- 参加方法 事前申込制による現地参加
※オンライン視聴 (Microsoft Teams) による参加も可能です
- 資料頒布 事前振込購入制 (2023 年 1 月 30 日 (木) までに振込をお願いします)
報告資料集代 (予定) @1,000 円
※当日会場にて受け渡します。当日会場での販売はありません。
※オンライン参加者は、参加する分科会の PDF 資料を無償提供します。
オンライン参加者で、報告資料集購入希望の場合、シンポジウム終了後に
郵送します。別途 1 冊につき郵送代@370 円 (レターパックライト) が必
要です。

■日 程

【2 月 10 日 (土)】 会場：小金井 宮地楽器ホール 大ホール (300 人)

時間	内容
13:00～13:25	オープニング 児童館における子ども主体の活動報告 実行委員会 開会挨拶 荒牧 重人 実行委員長
13:25～13:50	開催自治体 歓迎挨拶・報告 白井 亨 (小金井市長) 小金井市における子どもにやさしいまちづくりの推進 —子どもの権利保障と子どもの意見の反映—
14:00～16:30	全体会 シンポジウム 「子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映」 論点整理・解題 加藤 悦雄 (大妻女子大学) 報告自治体・報告者 流山市 竹中 大剛 (子ども家庭部長) 川崎市 二瓶 裕児 (教育委員会事務局 生涯学習部地域教育 推進課長) 東京都 中島 知郎 (子供政策連携室 企画調整部 プロジェク ト推進担当課長) 特別報告 まちづくりにおける子ども・若者の参画 —静岡県内での実践を通じて— 土肥 潤也 (NPO 法人わかもののまち代表理事、こども家庭審議 会委員) コーディネーター 安部 芳絵 (工学院大学)・加藤 悦雄 (大妻女子大学)

【2月11日（日）】 会場：小金井 宮地楽器ホール 小ホール・練習室ほか

時間	内容	会場	コーディネーター
10:00～12:00 13:40～15:40	分科会① 子どもの相談・救済	萌え木ホール	半田 勝久、福田 みのり、 間宮 静香、安 ウンギョン
	分科会② 子どもの虐待防止	市役所 801 会議室	野村 武司、鈴木 秀洋、 川松 亮、中板 育美
	分科会③ 子どもの居場所	商工会館	喜多 明人、西野 博之、 浜田 進士
	分科会④ 子ども参加	小ホール	林 大介、川野 麻衣子
	分科会⑤ 子ども計画	練習室	加藤 悦雄、田中 文子、 森田 明美
	分科会⑥ 子ども条例	市役所第一会議室	吉永 省三、松倉 聡史、 横井 真、内田 塔子
12:20～13:20	ラウンドテーブル （自治体職員のための 非公開会食会）	小ホール	安部 芳絵、竹内 麻子
16:00～17:00	公開コーディネーター会議	小ホール	半田 勝久、安部 芳絵 （各分科会から1名）

【2月10日～11日】

10日 13:00～ 11日 10:00～ 17:00	ポスターセッション「地域における子ども主体の取組」 企画運営：小金井市子育て・子育て支援ネットワーク協議会 趣旨：小金井の地域で活動する市民団体等の子ども主体の活動を紹介する。
-----------------------------------	--

【2月12日（月・祝）】 会場：市民会館 萌え木ホール（オンラインなし）

時間	内容
10:00～12:00 13:30～16:00	子どもの相談・救済に関する関係者会議（非公開）

■参加費 無料（報告資料代@1,000円、別途郵送代@370円/冊）

■申込 小金井市ホームページから電子申請。

申込期間 2023年12月15日（金）～2024年1月15日（月）

※ 原則として先着順。オンライン視聴・資料購入希望も申込必要。

小金井市ホームページ「全国自治体シンポジウム2023」で検索

https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/kosodate_oshirase/20240210-0211.html

■開催事務局 小金井市子ども家庭部児童青少年課（担当：鈴木・前田）

電話：042-387-9847 FAX：042-383-6577

e-mail：s050699@koganei-shi.jp

シンポジウム (2月10日 14:00~16:30)

テーマ：子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映

【趣旨と論点】

2023（令和5）年度に「こども基本法」が施行され、全国の自治体において、子どもの権利を具体化するため、子ども計画の策定が進められている。その際に、子ども施策の基本理念をつくり出し、共有していくことと、子どもや若者の意見を聴き、子ども施策に反映させることは、言わば表裏一体の根幹的取り組みである。こうした取り組みを有効なものにしていくため、以下のような論点をとおして議論を深めたい。

1 点目として、今日、子ども・若者・子育てに関係する部署（庁内外）や組織（行政や民間、市民社会等）は多様化し、ヨコの連携・協働はもとより、時間的・歴史的な持続・継承という視点も欠かすことはできない。自治体全体でどのように基本理念を共有し、子どもの権利に基づく施策に生かしていくことができるのか。

2 点目として、子どもの権利に基づく施策を展開するには、当事者である子どもの意見反映を中心に位置づける必要がある。子どもの意見表明・反映を政策づくりの入口の手続きとしてのみならず、評価・検証に位置づけることに加え、権利の主体である子どもの自己決定や表現方法として、日常の営みとしていくにはどうすればよいのか。

3 点目は、子どもの権利に基づく施策を作り上げていくうえで、基礎自治体と広域自治体における役割や関係についてである。どのようにすれば、それぞれの持ち味（特色）や相乗効果を発揮できるのか。さらに、改めて問われている、子ども・若者参加と民主主義のつながりや、自治体行政と市民的公共性のつながり等についても考えてみたい。

■シンポジウム

●論点整理・解題 加藤 悦雄（大妻女子大学）

●自治体報告

- すべての子どもが幸福に生きていく権利を保障するためのまちづくり
—「こども基本法」の基本理念に基づく子どもの権利保障の具体化に向けて—
竹中 大剛（流山市子ども家庭部長）
- 子どもの権利に関する条例に基づいた子ども施策の推進
—より幅広い子どもの声をしっかりと受け止めるために—
二瓶 裕児（川崎市教育委員会事務局 生涯学習部地域教育推進課長）
- チルドレンファーストの社会の実現に向けて
—子供の意見を聴き、施策に反映していくための取組に焦点を当てて—
中島 知郎（東京都子供政策連携室 企画調整部 プロジェクト推進担当課長）

●特別報告

- まちづくりにおける子ども・若者の参画
—静岡県内での実践を通じて—
土肥 潤也（NPO 法人わかもののまち代表理事、こども家庭審議会委員）

●ディスカッション

●コーディネーター

安部 芳絵（工学院大学）・加藤 悦雄（大妻女子大学）

●ラウンドテーブル（自治体職員交流会）

2月11日（日）12時20分～13時20分

会場：小金井 宮地楽器ホール 小ホール

ファシリテーター：安部 芳絵（工学院大学） 竹内 麻子（愛媛大学）

【主な内容】

ラウンドテーブルは、分科会の枠をこえて、子ども施策にかかわる自治体職員が直面する課題を語り合い・聴き合う場です。自治体職員のみが参加可能です。

子ども支援のような対人支援の現場で感じる葛藤・不安・わからなさ・不全感・挫折感を総称して「ゆらぎ」と言います（尾崎、1999）。子ども支援に関わるひとはみな、この「ゆらぎ」に遭遇します。「ゆらぎ」は放っておくと動揺や混乱、危機的状況をもたらす一方で、「うまくゆらぐ」ことができれば、支援実践やしぐみの問題に気づき、解決のための「課題設定」が可能となり、変化・成長・再生の芽を見出すことにつながります。

とはいえ、「ゆらぐ」ことはなかなか難しいものです。自分の失敗をふりかえることは、なにより「痛い」ので、「ゆらぐの大好き！」という人はめったにいません。そこで、自治体シンポジウムでは、同じ子ども支援に関わる自治体関係者のみが参加し、安心してざっくばらんに話せる場を設けることにしました。

理論としては、ドナルド・A・ショーンの省察的実践における「鏡のホール」を参考にします。他者の実践のふりかえりを聴き、さまざまなパターンを可能性としてとりこむことを通して、それぞれの自治体に応じた課題に向き合える力量を形成します。

ドナルド・A・ショーン「鏡のホール」(Schön, 1987=2017)

鏡のホール：多重の省察が照らし合わされる場、「正しく進み続ける (rights going on)」ではなく「多様な光を当て続ける (lights going on)」。

すなわち「学び取ったパターンをそのまま直線的にあてはめようとするのではなく、それを1つの可能性として用いて多様な視点からの解明を続けていく」ことで支援者自身が、目の前の子どものようにすから状況を読み取りより適切なかわりができるようになる。

【参考】

- ・尾崎 新 編 1999『「ゆらぐ」ことのできる力 ゆらぎと社会福祉実践』誠信書房
- ・Schön, D. A. 1987 *Education the Reflective Practitioner: Toward a New Design for Teaching and Learning in the Professions*, John Wiley & Sons, Inc.,
- ＝柳沢 昌一・村田 晶子監訳 2017 『省察的実践者の教育』鳳書房

【お願い】

※昼食を持参してください。

※当日、グループや進め方をお伝えします。

※子ども施策にかかわる「失敗」「うまくいかなさ」「葛藤」をたくさん持ち寄ってください。

●公開コーディネーター会議

2月11日（日）16:00～17:00

コーディネーター：半田 勝久（日本体育大学） 安部 芳絵（工学院大学）

*自治体シンポ、とくに分科会のコーディネーターによる「ふりかえり」を公開で行い、シンポの成果と今後に向けた課題について共有します。

分 科 会 (2月11日 10:00~15:40)

■第1分科会

テーマ	子どもの相談・救済
内 容	2023 (令和5) 年4月には、こども基本法が施行した。その成立に至る審議過程において、子どもの権利が守られているかどうかを独立の立場から監視し、必要な改革の提言・勧告や救済を行うことができる子どもオンブズパーソン/コミッショナーのような第三者機関の設置を規定することが各方面から求められ、議論されてきた。 日本においては、1999年に川西市子どもの人権オンブズパーソンが設置されて以降、全国の自治体で子どもの相談・救済機関が広まっていった。そして、その有効性が認識され、近年新たな自治体でこども基本法の理念のもと、子ども権利に関する条例を制定し、そこに子どもの相談・救済を含む第三者機関の設置を規定する議論が進んできている。 あらたに、制度を設計する場合には、なぜ、今、子どもオンブズパーソン/コミッショナーの必要性が再認識されるようになってきたのか、こうした機関にはどういった役割が求められているのか、どのような効果が期待されているのか、既存の関係機関とどのように連携・協働ができるかなど、行政や住民が理解し共通認識を持っていく必要がある。 そこで、本分科会では、子どもオンブズパーソン/コミッショナーはなぜ必要かについて考察し、先進自治体ではどのように制度設計し、運営しているのか、その実際を学ぶことに焦点を当てたい。 そのために、まずは、基調報告で、国連・子どもの権利委員会の見解や他国の実践について共有したい。次に、子ども条例に、こうした第三者機関の設置をどのように規定し、機関設置後、理念を共有し運営していけばよいのか、国内における実践事例から学びたい。第3に、第三者機関の活動を推進するにあたって相談室を設置する意味やアウトリーチについて考察したい。第4に、広域自治体における子ども支援の総合的推進の取り組みから子どもの相談・救済活動の実際について報告を受け、いじめ、体罰等による子どもに対する人権侵害に関する救済のあり方や意味、広域自治体と基礎自治体に設置する機関の役割や関係性について考えていきたい。
報 告	1 基調報告 子どもオンブズパーソン/コミッショナーの必要性と役割 —国際的位置づけと諸外国の実践事例から— 平野 裕二 (子どもの権利条約総合研究所運営委員) 2 子どもオンブズパーソン相談室の開設と運営 —子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるために— 半田 勝久・村井 朗子 (小金井市子どもオンブズパーソン) 3 「としま子どもの権利相談室」のこれまで・これから 佐賀 豪 (豊島区子どもの権利擁護委員) 小野 義夫 (子ども家庭部子ども若者課) 4 長野県子ども支援委員会の活動 —人権救済における勧告を中心に— 関 良徳 (長野県子ども支援委員会会長) 中嶋 慎治 (前・長野県子ども支援委員会副会長) 中川 峻介 (県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 児童相談・養育支援室)
コーディネーター	半田 勝久 (日本体育大学) 福田 みより (山口東京理科大学) 間宮 静香 (弁護士) 安 ウンギョン (平成国際大学)

■第2分科会

テーマ	子どもの虐待防止
内 容	【テーマ】 子ども家庭センターはどのようにあるべきか～母子保健と福祉の協働を目指して 昨年度に引き続き、子ども家庭センターの取組みについて自治体からの報告を受け、そのあり方について検討をしたい。 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て 世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うという趣旨で、令和4年の児童福祉法の改正で、2024年4月以降の設置を目指して、「子ども家庭センター」（児童福祉法10条の2）の設置が規定されることとなった。 これまで、子ども家庭支援拠点、子育て世代包括支援センターを通じて、こうした状況に対応してきたところであるが、子ども家庭支援センターなどの取組みを踏まえて、これらを見直し、「子ども家庭センター」として法定化されたものである。 現在、多くの自治体で、この法改正を踏まえ、令和6年に向けての検討が開始されていることと思われるが、母子保健との関係をどのようにするかなど、実際の実施までに課題も見えてきている。 そこで、本年度は、昨年度に引き続き、母子保健と福祉の協働をテーマとして、「子ども家庭センター」に焦点を当てて、自治体での取組みの経験交流を行い、課題を明らかにするとともに、その対応や、対応の工夫について意見交換できればと考えている。
報 告	1 基調報告：母子保健と福祉の協働をいかに進めるか～母子保健から見て 中板 育美（武蔵野大学） 2 子ども家庭センターに向けた横浜市の取組み （横浜市こども青少年局こども家庭課） 3 子ども家庭センターに向けた新宿区の取組み 報告者未定 4 子ども家庭センターに向けた松戸市の取組み （松戸市子ども部子ども家庭センター） 5 報告自治体調整中 報告者未定
コーディネーター	野村 武司（東京経済大学） 鈴木 秀洋（日本大学） 川松 亮（明星大学） 中板 育美（武蔵野大学）

調整中

■第3分科会

テーマ	子どもの居場所
内 容	子ども基本法制下のなかで、自治体は子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を図りながら、どのような居場所を多様に作っていくのか。 こども家庭庁による子どもアンケートによれば、家庭、学校だけでなく「第3の居場所を求める子どもたちは7割を超えているという。そのうち4人に1人の子どもは、家庭、学校以外に「居場所がない」と回答している（NHK「どこにほしい？こどもと若者の居場所」2023年8月2日放送）。 また、文科省が毎年実施してきた「児童生徒の問題行動・不登校調査」では、不登校の子ども（小中のみ）が2022年度で29万9,049人と約30万人にのぼった。同調査では、いじめ認知件数は、68万1,948件、小中高校の暴力行為は、9万5,426件といずれも過去最高となっている。 とくに、義務教育段階だけで30万人にのぼる不登校の子どもの居場所、学びの場をどう確保していくのか。今年3月31日に文科省が通知した「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について」（通知）では、「不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにする」「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保」（永岡桂子文科大臣メッセージ）するために、今後、不登校特例校を300校、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム—実際上は校内フリースクール）の設置をうたっている。ただし、普通教育機会確保法（2016年）では、学校外の普通教育、多様な学びの具体的な制度設計部分が欠落していたため、政府レベルでの拙速な制度化ではなく、都道府県、市町村自治体が民間団体との連携、協働のもとに多様な居場所、学びの場を創造していくことが求められているといえる。 以上の趣旨から、当分科会では、自治体施策として、今後の子どもの居場所、多様な学びの場づくりにおける公民連携のあり方、とくにその経済的支援および支援対象となる団体の認証制度等、総合的に検討していく。
報 告	1 基調報告 地方自治で子どもの居場所、学びの場を創る （1）地方自治と子どもの居場所、多様な学びの総合的支援 —子どもの権利条例の制定動向を踏まえて 喜多 明人 （2）多様な学びへの経済的支援の現状と課題 —全国の自治体の動き 吉田 みずえ（多様な教育を推進するためのネットワーク） 特別報告 子どもの居場所と多様な学びの現場から 西野 博之（川崎市子ども夢パーク内・公設民営「フリースペースえん」） 2 教育委員会による多様な学びへの経済的支援 —茨城県フリースクール連携推進事業の推進と課題 大島 健（茨城県教育庁学校教育課 義務教育課 生徒支援・いじめ対策推進室） 3 多様な学びへの公的支援の基盤となる認証制度 —長野県「信州型フリースクール認証制度」の提案と課題 塩原 昭夫（長野県県民文化部こども若者局 次世代サポート課） 市川 寛（寺子屋TANQ代表）
コーディネーター	喜多 明人（早稲田大学） 西野 博之（フリースペースたまりば） 浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所）

■第4分科会

テーマ	子ども参加
内 容	2015年の選挙法改正により18歳選挙権が実現し、民法の成人年齢も2022年4月から18歳に引き下げられるなど、子ども時代からの主権者教育の必要性が強調されてきている。そして、こども基本法等の制定により、当事者である「子どもの声」を行政施策に反映させていくことが、法的にも求められるようになった。 こども基本法第11条において「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」としている。 本分科会では、これまで、自治体行政における「子ども参加による施策づくり」および「子ども参加を推進する施策づくり」を主たるねらいとして設けられ、子ども条例などに依拠して設置されている「子ども会議」「子ども委員会」などの取り組みが報告され、自治体担当者などによる経験交流および意見交換を行ってきた。 そこで今回は、特に「子ども会議・子ども議会・子ども委員会」（主に小学生～高校生世代対象）に焦点を当て、行政側と当事者（子ども）それぞれの視点・立場から、子どもの声を行政施策に反映するためのあり方や課題を掘り下げる。 内容としては、基調報告を受けて、①「子ども会議・子ども議会・子ども委員会」を実施している自治体からの報告・問題提起、②「子ども会議・子ども議会・子ども委員会」に参加している子どもからの問題提起および意見交換（仮称：子ども会議サミット）、を行う。特に、子ども同士の意見交換においては、各自治体の特色を踏まえながら、当事者自身が抱えている課題意識を浮き彫りにしていく。
報 告	○基調報告 子ども会議・子ども議会を取り巻く現状 林 大介 ○自治体が取り組む「子ども会議・こども議会・こども委員会」の現場から ・豊島区 としま子ども会議／子ども家庭部子ども若者課 地域支援グループ ・中野区 ハイティーン会議／子ども・教育政策課 ・八王子市 子ども☆ミライ会議／子ども家庭部青少年若者課 川口子ども・若者育成支援センター ・川崎市 子ども会議／川崎市教育委員会事務局 生涯学習部地域教育推進課 ・松本市 まつもと子ども未来委員会／こども部こども育成課 ○質疑応答 ○子ども会議サミット～子ども会議の意義と課題、可能性 ・上記報告自治体の子ども会議等に参加している子ども 各1～2名 ○質疑応答・ディスカッション ○今後に向けて～コーディネーターから
コーディネーター	林 大介（浦和大学） 川野 麻衣子（北摂こども文化協会）

■第5分科会

テーマ	子ども計画
内 容	今年度の子ども計画分科会では、“子ども計画によるつなげる・つながるはたらき”に焦点を当てていく。現在、全国の自治体で子ども計画の策定が進められているが、「子ども計画というプラットフォーム」を活用して、課題にコミットする多様な主体をつなぎ合わせ、それぞれの主体が子どもの権利を具体化するという目標を共有しながら、有効な事業や支援を展開できるようにするための、総合的な仕組みをつくり出すことが必要であると考えからである。 最初に、つなげる・つながる機能が求められる、子ども計画策定の段階について考えてみたい。 ・実態把握やニーズ調査の段階…子どもや若者等の直面している多様な生活課題・困難、生きづらさ、権利侵害、既存のサービスの使いづらさ等を正確に把握するために ・調査結果を分析し、課題を抽出する段階…地域性とその変化、課題内容の変遷等も考慮しながら、どのように課題を捉えるとよいのか、問題の核心は何か分析する段階 ・課題解決に向けた目標を再確認し、共有する段階…子どもの権利（人権）について、その一般原則や多様な権利内容を共有し、その具体化を見据えていく段階 ・子ども若者施策を実行する仕組みと支援策を構築する段階…課題内容や関係部署・組織が広範囲に及ぶ中で、主体的かつ有機的に動く仕組みと支援策をつくる段階 次に、以上のような段階において、どのような、つなげる・つながる機能が求められるのだろうか。子ども・若者支援、子育て支援の多様化に伴い、必然的にコミットする主体は多様化している。しかし、大事なことは、実態や課題をしっかりと把握し、有効な支援を可能にするつながりである。子どもや若者とつながる、庁内の多様な部署間で、行政・民間（社福・NPO 他）・住民相互でつながる。世代間で、多職種で、分野間で、当事者同士でつながる。政策レベルと現場レベルでつながる…。このようにして、さまざまな主体をつなげる・つながることから生まれる力について、議論していきたい。
報 告	（基調報告） ・子ども計画におけるプラットフォームとしてのはたらき—つなぐ・つなげるために— 加藤 悦雄・田中 文子・森田 明美 （報告自治体） ・子ども計画による庁内外の連携と総合的な施策の展開 羽佐田 浩介（葛飾区子育て支援部子ども・子育て計画担当課） ・こども計画における子ども・若者参加—尼崎市の試みについて 津山 和之（尼崎市こども青少年局こども青少年部こども青少年課） ・子ども・若者の声を子ども計画につなげる調査のありかたとは 岡田 光子（西東京市子育て支援部子育て支援課） ・こども計画への子ども・若者のニーズ調査などへの参加 須田 あゆみ（飯能市福祉子ども部子育て支援課） ・子ども・若者計画による施策・支援の機能強化と子ども・若者の参画による評価・検証に向けた動き 島川 佳子（世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課）
コーディネーター	加藤 悦雄（大妻女子大学）／ 田中 文子（公益社団法人子ども情報研究センター） 森田 明美（東洋大学）

■第6分科会

テーマ	子ども条例
内 容	子ども条例は、地方自治体が国連子どもの権利条約（政府訳「児童の権利に関する条約」1989年国連採択、1994年日本批准）に則り、子どもの権利の尊重を基盤として、子どもにかかわる施策を推進するための条例である。1998年制定の川西市子どもの人権オンブズパーソン条例、2000年制定の川崎市子どもの権利に関する条例に始まる。 これらが先行モデルとなり現在まで、概ね60余の自治体で子どもの権利条約に則る子ども条例が制定されてきた。他方、国では条約批准後15年の空白を経て2009年に子ども・若者育成支援推進法が制定された後、ことに2016年の児童福祉法の改正では子どもの権利条約第12条（子どもの意見の尊重）および第3条（子どもの最善の利益）が総則に明確に位置づけられ、条約に基づく子どもの権利の保障がうたわれた。そして昨年6月、初の包括的立法として、こども基本法が制定され、本年4月に施行された。 本分科会は、上述の経過等を踏まえ、子ども条例の意義と役割を再確認しつつ、「こども基本法を積極的に活かす子ども条例の実施・運営と検証の仕組み」に焦点を当てる。 子ども条例は、子どもを含む市民が、学校をはじめとする子ども施設、行政機関等と、条例の理念と規定を共有しあい、実際に活用していく中で、その積極的な意義が具体化される。つまり子ども条例は、市民的な支持と信頼を豊かに培う自治体の努力を通して機能し、以て子どもの最善の利益に貢献しうるものとなる。したがって「条例の実施・運営と検証」は、実施主体の自治体が子どもを含む市民への説明責任を誠実に果たそうとする中で、市民との対話を通して、条例を豊かに育てていく取り組みだといえる。 そこで本分科会では、実施主体の自治体、子どもに直接かかわる学校等子ども施設、そして市民からの報告を受け、相互の交流をも図る中で、議論を深めていきたい。
報 告	○基調報告 こども基本法を積極的に活かす子ども条例の実施・運営と検証の仕組み ——自治体、子どもに直接かかわる子ども施設、市民の実践的交流を通して 吉永 省三 ○自治体からの報告 中野区子どもの権利委員会による条例検証の仕組み 佐藤 祐斗（中野区子ども教育部子ども・教育政策課子ども政策調整係） 市民モニター制度など市民参加による条例検証の仕組み 古藤 典子（泉南市行政経営部人権推進課） ○子ども施設/市民からの報告 条例制定後の今とこれから～小金井市民の取り組みから考える 阿部 寛子（koko ぷらねっと&いかそう!子どもの権利条例の会） 泉南市子どもの権利に関する条例に基づく学校づくり 奥田 好幸（泉南市立鳴滝小学校校長） ○特別発言（Web 参加） 札幌市民（こどけん） 泉南市民（子どもの権利条例委員会市民委員） 川西市民（子どもの権利条約を具体化する市民ネット）
コーディネーター	吉永 省三（千里金蘭大学） 松倉 聡史（旭川市立大学） 横井 真（公益社団法人子ども情報研究センター） 内田 塔子（東洋大学）

政務活動費 報告書【会派支出】

無所属 山崎裕子

会派名

支 払 日	令和6年2月16日 ✓		
支 払 先	株式会社平安堂長野店 ✓		
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費	調査用図書	
	調 査 旅 費	「都市計画とまちづくりがわかる本第2版」 伊藤雅春ほか編著 彰国社 2017年7月 247p ISBN9784395320936	2,640
	資 料 作 成 費		
	○資料購入費	「助けてが言えない 子ども編」 松本俊彦編 日本評論社 2023年7月 285p ISBN9784535564244	1,870
	広報・広聴費		
	人 件 費	「これからの特別支援教育はどうあるべきか」 全日本特別支援教育連盟編著 2023年12月 東 洋館出版社 156p ISBN9784491053882	2,090
	事 務 所 費		
	その他の経費		
合 計			6,600 円
(領収書添付欄) 別紙添付			

写

領収書

山崎 裕子 様

2024年 2月16日 No. 21-01258243

金額 ¥6,600-

但し、税率10%対象（事務代）
上記正に領収いたしました。

）¥6,600（内消費税額 ¥600含む）

株式会社平安堂 長野店
長野市南千歳1-1-1
電話 026-224-4545

領収書明細

これらの特別支援	2,090
都市計画とまちづく	2,640
「助けて」が言えな	1,870
.....	
内税品計	6,600
（内税 10.00%	600）
.....	
合計	¥6,600
お預り	¥7,000
	（消費税等 ¥600）

お釣り ¥400

会員番号： 9000002052253

ネット書店『e-hon』で注文、
平安堂で受け取り、ブルカ3倍！
CD・DVDのご利用でもブルカ3
倍です！

2024/02/16(金) 15:09

担当： 

株式会社平安堂
登録番号：T6100001030930
レシートNo. 01258243
店 2008-21



領収書

山崎 裕子 様

2024年 2月16日 No. 21-01258243

金額 ¥6,600-

但し、税率10%対象（事務代）
上記正に領収いたしました。

）¥6,600（内消費税額 ¥600含む）

株式会社平安堂 長野店
長野市南千歳1-1-1
電話 026-224-4545

領収書明細

これらの特別支援	2,090
都市計画とまちづく	2,640
「助けて」が言えな	1,870
.....	
内税品計	6,600
（内税 10.00%	600）
.....	
合計	¥6,600
お預り	¥7,000
	（消費税等 ¥600）

お釣り ¥400

会員番号： 9000002052253

ネット書店『e-hon』で注文、
平安堂で受け取り、ブルカ3倍！
CD・DVDのご利用でもブルカ3
倍です！

2024/02/16(金) 15:09

担当： 

株式会社平安堂
登録番号：T6100001030930
レシートNo. 01258243
店 2008-21



購入書籍の内容

都市計画と街づくりがわかる本 第二版

伊藤雅春ほか編著 彰国社 2017年7月 247p ISBN9784395320936

都市計画法のなりたちからまちづくりの課題まで、都市計画とまちづくりを理解するための、27人の執筆者による入門的な内容である。都市計画事業、市街地再開発の基礎知識を学ぶために購入。都市計画のパートでは、都市計画制度の歴史、建築基準法と都市計画法の基礎的な項目、まちづくりの担い手と進め方についてなど、50項目がまとめられている。まちづくりのパートには、中心市街地の再生、高齢社会、人口減少社会、マネジメント、交通、防災、復興、防犯、景観、環境共生、緑、水など50項目を解説。人口減少、高齢化などの課題にどのように対応すべきか、用語解説から具体的事例、さまざまな手法が提示されている。サステイナブルデベロップメント、まちなか居住と郊外居住、公共施設再編や防災都市づくりなど、項目ごとに端的にまとめられており、専門用語の理解にも役立った。

これからの特別支援教育はどうあるべきか

全日本特別支援教育研究連盟編著 2023年12月 東洋館出版社 156p ISBN9784491053882

インクルーシブ教育についての調査のため購入。乳幼児期から就労まで、どのような支援、教育が必要であるか、特別支援教育に関わる教師たちが生涯学習の観点から解説する。就学先決定の手続き、「社会に開かれた教育課程」と「知的障害教育」との共通性、自立活動としての多様なコミュニケーションなど、項目を担当する教師それぞれの実践や研究の成果が掲載されている。特性に応じた ICT 機器の活用により、教科学習が進められた事例も紹介。学校卒業後の生涯学習支援には、教育、福祉（医療を含む）との連携が必須であるという。だれもが、生涯地域で安心して生活できる共生社会への実現のために、重要な提言である。

「助けて」が言えない 子ども編

松本俊彦編 日本評論社 2023年7月 285p ISBN9784535564244

不登校児童生徒、フリースクール等についての調査のため購入。図書館で概論的な書籍を借りていたが、当事者をとりまく環境や法整備が変化している現状を鑑み、最新の知見を踏まえた情報、今現在子どもたちが感じている困りごととは何かを知りたいと考えた。学校はすべての子どもたちにとって「明日も通いたくなる場」になっているか。教室が安心できる場という役割を失われてしまうのはなぜなのか。「あるべき姿」にとらわれすぎていないか。養護学校の教諭がそれらのメカニズムを考察する。精神科医である編者は「SOSを出していいんだよ」とささやきながら「レジリエンス＝折れない心を育む」などのメッセージを声高に叫ぶ学校にたいする疑問を示す。不登校、フリースクールのほかに、ヤングケアラー、宗教二世、ゲーム依存、薬物依存、いじめ、自傷など、子どもを取り巻く深刻な問題について、専門家による大人の支援者に向けてのメッセージと、当事者である子どもに向けてのメッセージが並ぶ。「SOSの出し方教育」も大切であるが、その前に子どものかすかな「助けて」を援助希求として感知できる大人が存在していることがまず必要である。

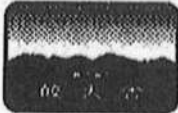
政務活動費 報告書【会派支出】

無所属 山崎裕子

会派名

支払日	令和6年2月26日 ✓		
支払先	株式会社皎天舎 ✓		
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)	調 査 用 書 籍 「合理的配慮」とは何か	2,200 円 ✓
	研究研修費	清水貞夫・西村修一著	
	調査旅費	クリエイツかもがわ 2016年10月	
	資料作成費	191p ISBN9784863421974	
	資料購入費		
	広報・広聴費		
	人件費		
	事務所費		
	その他の経費		
合 計			2,200 円 ✓

(領収書添付欄)



株式会社 皎天舎

長野県長野市新田町1632
026-217-0010
https://koutensha.co.jp
レシート: 338D

領収書

様

2024年2月26日 現金

客注・「合理的配慮」とは何か? 通常 ¥2,000 A

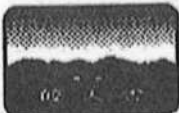
小計 ¥2,000
A 標準税率10% ¥200

合計 ¥2,200

税率	税額	税金	合計
A (10%)	¥2,000	¥200	¥2,200

但し:

上記正に領収いたしました



5

株式会社 皎天舎

長野県長野市新田町1632
026-217-0010
https://koutensha.co.jp
レシート: 338D

領収書

様

2024年2月26日 ✓ 現金

客注・「合理的配慮」とは何か? 通常 ¥2,000 A

小計 ¥2,000
A 標準税率10% ¥200

合計 ¥2,200 ✓

税率	税額	税金	合計
A (10%)	¥2,000	¥200	¥2,200

但し:

上記正に領収いたしました



購入書籍の内容

「合理的配慮」とは何か？通常教育と特別支援教育の課題

清水貞夫・西村修一著 クリエイツかもがわ 2016年10月 191p ISBN9784863421974

インクルーシブ教育についての調査のため購入。

「合理的配慮」は、特別支援教育分野での研修内容とされており、すべての児童生徒に対する支援・指導である「サポート」と同一ではない。障がい者本人・保護者は、教育システムのなかで、費用がかかったり人手がなかったりという理由で必要な配慮が拒まれることがないよう、教育活動に他者との対等・平等に参加できることをめざし「特別な措置（配慮）」を請求できる。この請求により「特別な措置（配慮）」が「合理的配慮」となる。

「国連・障害者権利条約第24条」は、「障害者は、他の者との平等を基礎にして、その生活する地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができる」と規定している。インクルーシブとは共生であり、1994年スペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」で採択した『サラマンカ声明』と『行動大綱』では、排除・差別・分離といった現実を変革するために、通常の学校が、多様な子どもたちを包摂するインクルーシブな学校になるべきであると提起している。日本においては分離主義的な特別支援教育が推進されているが、いかにしてそのような理解がなされ、制度が進んできたのか。法律や中教審の報告などの解説を交えながらの丁寧な説明により、そのプロセスを理解することができた。

政務活動費 報告書【会派支出】

無所属 山崎裕子

会派名

支払日	令和6年2月26日		
支払先	議会事務局総務議事調査課		
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)	公用タブレット 令和5年10月～令和6年3月分	17,206 円
	研究研修費	端末回線使用料	
	調査旅費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・広聴費		
	人件費		
	事務所費		
	その他の経費		
合 計			17,206 円

(領収書添付欄)

納入(返納金) 通知書兼領収証書

380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会 無所属 代表 山崎 裕子

様

金 額	17,206 円		
調定番号(支出命令番号)	115359	返納番号	
年 度	令和 5年度 一般会計		
会計名称	議会事務局総務議事調査課		
担当課	議会事務局総務議事調査課		
科目名称 (事業名)	雑入 その他収入(経常・経常)		
内 容	タブレット端末回線使用料(R5.10～R6.3)		
納期限	令和 6年 3月19日		

上記金額を裏面の長野市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関等に納めてください。

令和 6年 2月20日

長野市長 荻原 健司



※ 本書は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

上記金額を領収しました。

領収日 用 印



金融機関へお客様

政務活動費 集計表【会派支出】

会派名 無所属 山崎裕子

3月分

研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費
		11,150	
広報・広聴費	人件費	事務所費	その他の経費
合 計			11,150 円

政務活動費 報告書【会派支出】

無所属 山崎裕子

会派名

支 払 日	令和6年3月19日			
支 払 先	株式会社蔦友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	コピー使用料	令和6年1月・2月分	1,250 円
	研究研修費	コピーリース料	令和6年1月・2月分	6,600 円
	調査旅費	コピーリース料	令和6年3月分	3,300 円
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
		合 計	11,150 円	

(領収書添付欄) 別紙添付

領収証

No. 067506

長野市議会議員

山崎 裕子

様

6 年 3 月 19 日

金額

9,125.00

内

消費税等

現金

小切手

但 地庫用料 1月2月分

上記正に領収いたしました

株式
会社



〒381-0022 長野市大字大豆島字中ノ馬2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750

(金額を訂正したものは無効)

[[HISAGO#N1787(100)入シ J642171

領収証

No. 067505

長野市議会議員

山崎 裕子

様

6 年 3 月 19 日

金額

9,660.00

内

消費税等

現金

小切手

但 2014-2代 1月2月分

上記正に領収いたしました

株式
会社



〒381-0022 長野市大字大豆島字中ノ馬2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750

(金額を訂正したものは無効)

[[HISAGO#N1787(100)入シ J642171

締切日付 2024/ 2/29
得意先CD

株式会社 蔦友

〒381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

額 額 [A]				今 回 御 買 上 額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				1,137	113	1,250

今回御請求額	
[A] + [B]	
	1,250

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

領収証

No. 067507

長野市議会議員

山崎 裕子

様

6 年 7 月 19 日

金額

4 3 3 0 0 円

内

消費税等

現金

小切手

但 30242 円

上記正に領収いたしました

株式
会社



〒381-0022 長野市大字大豆島中ノ馬2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

(金額を訂正したものは無効)

締切日付 2024/ 3/15
得意先CD XXXXXXXXXX

締切日付 2024/ 3/15

得意先CD

〒381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

※：軽減税率対象品目

隨時